

News
おしらせ
News
News

総務課 ☎ IP53・2321
企画振興課 ☎ IP53・2325
住民課 ☎ IP53・2323
農林建設課 ☎ IP53・2322
保健福祉課 ☎ IP53・3155
農業委員会 ☎ 53・2324
教育委員会 ☎ IP53・3443

くらし
個人事業税 (第2期)
納期限は11月30日

11月30日(火)は、個人事業税第2期の納期限です。忘れずに納めましょう。

納税通知書は、8月に送付されていますので、金融機関、郵便局、空知総合振興局納税課の窓口またはコンビニエンスストア(バーコードがないものまたは1枚の金額が30万円以上のものを除く)で納期限までに納めてください。

第2期の納税通知書がお手元がない場合や一括での納税が困難な場合は、左記までご連絡ください。

問合せ先 空知総合振興局納税課 ☎ 20・0055

くらし
経営者向けセミナーを開催します

岩見沢市通年雇用促進協議会では、次のとおり経営者向けのセミナーを開催します。

日時 11月17日(水)午後2時～4時

実施形式 Zoomによるオンライン形式セミナー

投影場所 岩見沢市民会館(練習室B)

内容 ①状況別に考える従業員を休業させた場合の対応

②労働契約解除の実務ポイント整理(整理解雇、雇止め、退職勧奨など) ③感染防止対策(テレワーク、マスク着用、ワクチン接種など)に関するよくある質問と回答

定員 15人(オンライン受講者は定員に含まず)

申込期日 11月12日(金)

申込・問合せ先 岩見沢市通年雇用促進協議会 ☎ 24・3625



くらし
11月30日(いいみらい)は「年金の日」です

厚生労働省では、「国民お一人お一人、「ねんきんネット」などを活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らしていただく日」として、11月30日(いいみらい)を「年金の日」としています。

この機会に、ご自身の年金記録や年金見込額を確認し、将来の生活設計について考えてみませんか。

「ねんきんネット」をご利用いただくと、パソコンやスマートフォンから、次の機能がご利用いただけます。

- ・年金記録の確認
- ・将来の年金見込額の試算
- ・電子版「ねんきん定期便」の閲覧
- ・受給に関する各種通知書の確認など

利用方法 マイナポータルからログイン、または日本年金機構のホームページからログイン(詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください)

URL http://www.nenkin.go.jp/n_net/

消費税の届出はお済ですか？

■新たに課税事業者となる方

個人事業者の方で、新たに課税事業者(消費税の申告・納付が必要な方)となる場合には、納税地の所轄税務署長に「消費税課税事業者届出書(基準期間用)」を提出する必要があります。

■令和4年分において課税事業者となる方

令和2年分(基準期間)の課税売上高が1,000万円を超えている場合には、令和4年分は消費税の課税事業者になります。

※令和2年分とは、

令和2年1月1日から令和2年12月31日までの期間に係る年分をいいます



※令和2年分(基準期間)の課税売上高が1,000万円以下であっても、令和3年1月1日から令和3年6月30日までの期間(特定期間)の課税売上高が1,000万円を超えている場合には、令和4年分は消費税の課税事業者になります。この場合、納税地の所轄税務署長に「消費税課税事業者届出書(特定期間用)」を提出する必要があります。

なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額によることもできます。